

#### (4) 保育必要量

それぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育を利用できる時間の上限を認定します。  
ただし、保育の利用時間は、保護者と保育園が相談のうえ、保育園が決定します。

1 「保育標準時間」 (1日あたり 最長11時間)
2 「保育短時間」※ (1日あたり 最長8時間)

- ※ 保護者の就労状況が1日あたり6時間未満かつ勤務時間が10時から16時に収まっている場合は、「保育短時間」となります。
- 認定を受けた保育必要量の変更を希望する場合は、届出が必要です。変更方法については、以下をご覧ください。

##### 【保育標準時間から保育短時間への変更を希望する場合】

保育の利用時間が常時最長8時間となっている場合等に、保育短時間認定を希望する旨の申し出により、保育短時間認定に変更します。『子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼教育・保育給付認定変更届』(以下、『教育・保育給付認定変更届』という)の「その他」欄に保育必要量を保育標準時間から保育短時間への変更を希望する旨とその理由を記載し、ご提出ください。

契約上の勤務時間に変更があった場合、確認書類(『就労証明書』等)のご提出が必要です。

##### 【保育短時間から保育標準時間への変更を希望する場合】

保育標準時間を常時必要とする事由を確認後、保育標準時間に変更します。

『教育・保育給付認定変更届』の「その他」欄に保育必要量を保育短時間から保育標準時間への変更を希望する旨とその理由を記載し、ご提出ください。

契約上の勤務時間に変更があった場合、確認書類(『就労証明書』等)のご提出が必要です。

##### 【記載方法の例】

勤務先が遠く保育園のお迎えが間に合わないため、保育短時間利用から保育標準時間利用に変更を希望します。

#### 《必要な書類》

##### 『教育・保育給付認定変更届』

- ※ 契約上の勤務時間に変更があった場合、確認書類(『就労証明書』等)のご提出が必要です。
- ※ 申請の翌月(月の第1開庁日の申請は当月)から適用します。



## (5) 保育必要量と保育料の考え方

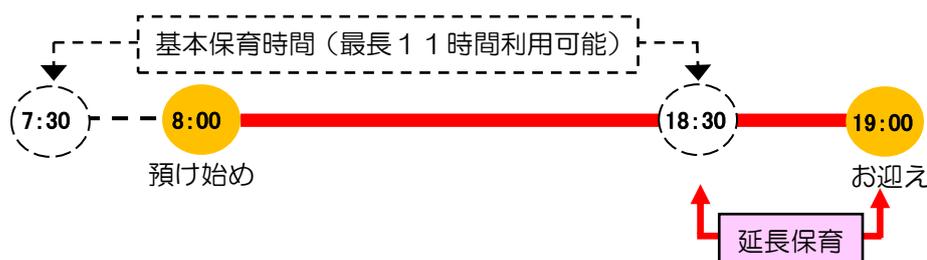
基本保育時間は11時間です（区立保育園は7時30分～18時30分、私立保育園については、園によって異なります）。

### 「保育標準時間認定」

各保育園で定める基本保育時間内での利用であれば、延長保育料はかかりません。

ただし、利用時間が11時間以内であっても、基本保育時間を超えた場合は延長保育料がかかります（P.14～16参照）。

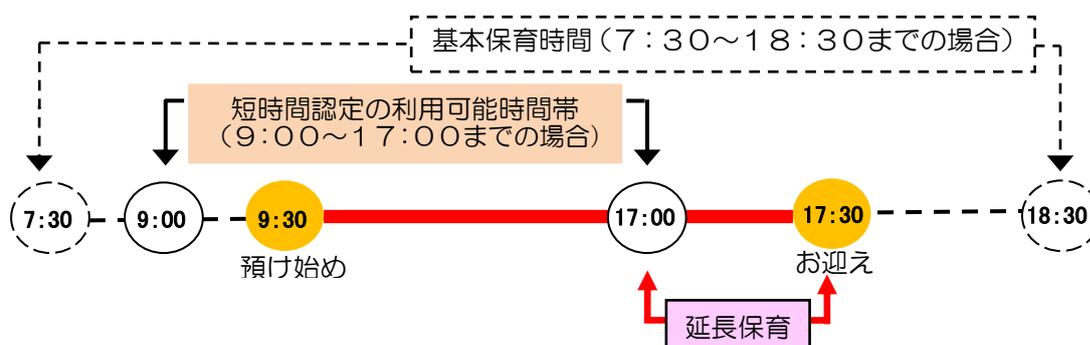
例：基本保育時間が7時30分から18時30分まで、18時30分以降は延長保育を実施している保育園の場合、8時から19時まで11時間預けると、18時30分から19時まででは延長保育料がかかります。



### 「保育短時間認定」

各保育園で定める基本保育時間内であっても、8時間を超えた部分については延長保育料がかかります。また、各保育園で、保育短時間認定の方の利用可能な時間帯を設定しています（区立保育園は9時～17時）。各保育園等で設定した利用可能時間帯を超えた場合は、8時間以内の利用であっても延長保育料がかかります（P.17参照）。

例：短時間認定の利用可能時間帯が9時から17時までの保育園の場合、9時30分から17時30分まで8時間預けると、17時から17時30分までは延長保育料がかかります。



## (6) その他

- 認定内容に変更が生じた場合は、各種届出が必要です。
- 一定の理由に当てはまる場合は、認定の変更・取消しを行うことがあります。  
【例】・3歳の誕生日を迎える場合 → 認定区分を3号から2号に変更します。  
・区外に転出した場合 → 認定を取り消します。